

# 管 理 系 事 務 社 員 給 与 規 程

株式会社ウィルオブ・コンストラクション

# 管理系事務社員給与規程

## 第1章 総則

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、派遣社員就業規則第30条の定めに基づき、管理系事務社員の賃金に関する事項を定めたものである。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令の定めるところによるものとする。

(職制の定義)

第2条 管理系事務社員とは派遣社員就業規則第1条4項において定義するものをいう。

2 会社は本人の技能及び成績等を勘案し、派遣社員就業規則第1条2項に定める社員の職制の変更を行うことがある。

(賃金の構成)

第3条 管理系事務社員の給与の内訳は次のとおりとする。

基準内賃金	基本給 特殊勤務 手当 ライフプラン 手当 前払選択金 (基本掛金月額)
基準外賃金	特殊勤務 手当 (*) 通勤交通費 契約残業金額 時間外 手当 休日 手当 深夜 手当 継続慰労金

\* 特殊勤務手当のうち、時間外手当含み額部分については、基準外賃金扱いとする。

- 2 前項表中における、「基準内賃金」及び「基準外賃金」の定義は、次のとおりとする
- ① 基準内賃金 第15条で定める諸手当の算定対象となる賃金
  - ② 基準外賃金 第15条で定める諸手当の算定対象とならない賃金

(賃金締切日および支払日)

第4条 賃金は当月1日から起算し、当月末日に締切って計算し、翌月20日(支払日が休日の場合はその前日)に支払う。

- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当するときは管理系事務社員の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払うものとする。
- ① 管理系事務社員が死亡したとき
  - ② 管理系事務社員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、および管理系事務社員の収入によって生計を維持している者が死亡したため、費用を必要とするとき
  - ③ 管理系事務社員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたって帰郷するとき
  - ④ 前各号の他、会社がやむを得ない事情があると認めたとき

(賃金の計算方法)

第5条 遅刻、早退、欠勤などにより、所定就業時間の全部または一部を休業した場合においては、原則として、その休業した日または時間に対応する日割及び時間割に基づき計算した賃金は支給しない。

- 2 第3条で定める賃金計算期間の中途において入社または退職した者に対する当該期間における賃金は原則として、日割計算により支給するものとする。
- 3 前項及び前々項で定める日割及び時間割計算方法は、次のとおり定める。
- ① 日割計算  
基準内賃金 ÷ 月平均所定就業日数(21日)
  - ② 時間割計算  
基準内賃金 ÷ 月平均所定就業時間(168時間)

(臨時休業の賃金)

第6条 会社の都合により管理系事務社員を臨時に休業させる場合には、休業手当として休業1日につき、労働基準法に規定する平均賃金の100分の60を支給する。

- 2 前項の定めに関わらず、1日の所定就業時間のうち一部を休業させた場合で、その日の就業に関する賃金が前項で定める額に満たない場合は、その差額を休業手当として支給する。

(賃金の支払方法)

第7条 賃金は管理系事務社員の同意を得た場合は、通貨又は銀行その他の金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込むことによって支払うものとする。ただし、会社が特に指定した場合には、口座振込は行わず、管理系事務社員本人へ現金支給することがある。

- 2 前項の定めにかかわらず、次に掲げるものは支払い時に控除する。
  - ①源泉所得税
  - ②住民税（市町村民税及び都道府県民税）
  - ③健康保険料
  - ④厚生年金保険料
  - ⑤雇用保険料
  - ⑥その他必要と認められるもので社員代表者と協定締結したもの

## 第2章 基本給

(基本給)

第8条 基本給は原則として月給制（日給月給制）とする。

- 2 管理系事務社員雇入れの際の基本初任給は本人の学歴、能力、経験、技能、地域の平均賃金、作業内容等を勘案してランクごとに決定した給与テーブルにより、各人ごとに決定する。給与テーブルについては別添1のとおりとする。
- 3 前項で決定した基本給は管理系事務社員の担当する職務内容、職責等に著しい変更があった場合には、管理系事務社員と協議のうえ、変更することがある。

(賃金改定)

第9条 前条で定める基本給及び次章の諸手当については、管理系事務社員の勤務実績、会社業績、経済情勢を鑑み、改定を行うことがある。

- 2 前項で定める賃金改定のうち、基本給改定については、原則として毎年6月に行う。

### 第3章 諸手当

(地域手当)

第10条 第8条第2項にかかわらず、就業地域の平均賃金差を明確にするため、基本給から切り出し、地域手当を設定することがある。ただし、地域手当は平均賃金差に変更が生じた場合、各地域の手当を変更する場合がある。

(特殊勤務手当)

第11条 除染特別地域で勤務する管理系事務社員に対し、1日あたり500～20,000円までの範囲で定める特殊勤務手当を支給する。

2 前項で定める特殊勤務手当額には、会社が定める時間分（次項で定める4時間分）の時間外手当（以下「時間外手当含み額」という）が含まれるものとする。

なお、第15条第1項に定める時間外手当、休日手当、深夜手当の合計額（但し、時間外手当、休日手当の計算において、基本部分の給与として支払われている時間については、割増部分（0.25又は0.35）のみを支払うこととする。）が、時間外手当含み額を超過する場合には超えた金額を別途支給する。

3 前項の定めに基づく、特殊勤務手当の金額ごとの基本部分、および時間外手当含み額は、以下のとおりである。なお、基本部分は1日の所定就業時間分の賃金を意味し、雇用契約等で別の定めをした場合を除き、法定外休日及び法定休日の勤務においては割増相当分を除く8時間分の賃金を意味する。

特殊勤務手当額	うち基本部分	うち基本部分に含まれる 1時間当たり単価	うち時間外手当含み額（時間外手当4時間分の金額を意味する）
20,000円	12,300円	1,537.5円	7,700円
10,000円	6,150円	768.7円	3,850円
6,600円	4,060円	507.5円	2,540円
6,000円	3,690円	461.2円	2,310円
5,000円	3,070円	383.7円	1,930円
3,960円	2,430円	303.7円	1,530円
3,300円	2,030円	253.7円	1,270円
500円	300円	37.5円	200円

4 除染特別地域における特殊勤務手当は、原則、以下の支給基準のいずれかによって、就業場所ごとに定めて支給する。

- ① 1日の勤務について、危険地域と認定した地域で、屋外、または認定場所において労働した場合のみ支給し、屋内、または認定場所以外において労働した場合は、支給しない。また、1日の就業時間が8時間（4時間超8時間未満の場合においても減額しない）の場合は、第3項の表に準じて支給する。
- ② 1日の勤務について、危険地域と認定した地域で、屋外、または認定場所において労働した場合のみ支給し、屋内、または認定場所以外において労働した場合は、支給しない。また、1日の就業時間が4時間（4時間未満の場合においても減額しない）の場合、下記のとおりとする。

4時間の労働の場合

特殊勤務手当額	うち基本部分	うち基本部分に含まれる1時間当たり単価	うち時間外手当含み額
10,000円	6,150円	1,537.5円	3,850円
6,600円	4,060円	1,015.0円	2,540円
6,000円	3,690円	922.5円	2,310円
5,000円	3,070円	767.5円	1,930円
3,960円	2,430円	607.5円	1,530円
3,300円	2,030円	507.5円	1,270円
500円	300円	75.0円	200円

※ うち基本部分は、4時間相当分の賃金とする。

※ うち時間外手当含み額は、第2項に準じる。但し、会社で定める時間分を2時間分とする。

※ 1日の労働のうち、その後半部分において危険地域での労働を行った場合など、超過労働が含まれる場合があるが、その場合は、第15条に基づいた計算により、表中の時間外手当含み額が超過労働に対する賃金相当となる。

- ③ 1日の勤務について、危険地域と認定した地域で、原則、屋外、または認定場所において労働した場合のみ支給し、屋内、または認定場所以外において労働した場合は、支給しない。また、1日の就業時間に応じて、第1号および第2号の両方に準じて支給する。
- ④ 1日の勤務について、危険地域と認定した地域で、原則、屋外、または認定場所において労働した場合のみ支給し、屋内、または認定場所以外において労働した場合はしない。また、1日の就業時間に応じて、第1号、または第2号、または第1号および第2号の両方に準じて支給する。ただし、屋内、または認定場所以外の労働であっても、就業場所の管理監督者、または会社が認めた場合は、支給する場合がある。

5 前各項の定めに基づき、特殊勤務手当を異なる金額で支払う場合がある。その場合は、前各項の条件によって、原則、該当する各項の表中の割合において、基本部分、および含み額を計算し支給するものの、雇用契約等に別の定めをした場合は、その定めによる。

6 第1項の除染特別地域以外の危険地域等、またはそれに準じた条件の就業場所において、同様に特殊勤務手当を支給する場合がある。その場合は、前各項に準じて支給する。

(ライフプラン手当)

第12条 ライフプラン手当は、一律月額 55,000 円を規定額とし、確定拠出年金規程により、別表の支給対象となる者および確定拠出年金制度に加入しない者に対し支給する。ただし、規定額 (55,000 円) から、確定拠出年金規程に基づき、別表に定める者は別表に定めた金額 (確定拠出年金に加入しない者は0円) を控除した残額を実際の支給額とする。

- 2 ライフプラン手当は、休職期間、育児休業期間及び介護休業期間 (会社都合を除きライフプラン手当以外の賃金が支払われない月に限る) は、支給しない。

(通勤交通費)

第13条 居住地と派遣現場間の通勤に要する実費補填として、会社が定める金額及び支払方法による通勤交通費を支給するものとする。

(契約残業金額)

第14条 次条で定める時間外手当の毎月固定払の意味合いとして、会社が定める時間分の契約残業金額を支給する。

- 2 次条の定めに基づき、実際に計算された時間外手当額が契約残業金額を超過する場合には、超えた金額は別途支給する。

(時間外手当、休日手当、深夜手当)

第15条 法定就業時間 (1日8時間、1週40時間) を超えてまたは法定休日に勤務した場合には時間外手当または休日手当を、深夜 (午後10時から午前5時までの間) において就業した場合には深夜手当を、それぞれ次の計算方法により支給する。

時間外 手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{月平均所定就業時間}} \times 1.25 \times \text{法定就業時間外就業時間数}$ <p>(但し60時間以降は1.50)</p>
休日 手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{月平均所定就業時間}} \times 1.35 \times \text{法定休日就業時間数}$
深夜 手当	$\frac{\text{基準内賃金}}{\text{月平均所定就業時間}} \times 0.25 \times \text{深夜就業時間数}$

\* 特殊勤務手当については、表中、基準内賃金を「特殊勤務手当(時間外手当含み額を除く)」、月平均所定就業時間を、「1日あたりの所定就業時間」と読み替えるものとする。

- 2 法定就業時間を超えて、または法定休日に就業した時間が深夜に及んだ場合は、それぞれ時間外手当または休日手当と深夜手当を合計した割増賃金を支給するものとする。

(継続慰労金)

第16条 管理系事務社員の入社後の継続勤務を評し、今後の勤続が望まれることを期待し、以下の各号の定めるとおり継続慰労金を支給することがある。

- ① 支給日に在籍し、かつ6ヶ月を超えて就業が見込まれるものに対して支給する
- ② 支給額は、会社の定める範囲で50,000円から200,000円とし、金額を入社時に本人へ連絡する。
- ③ 支給日は、入社日から5ヶ月を経過した翌日から最初に到来する給与支給日とする。

2 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合は就労祝い金を支給しない。

- ① 支給日までにすでに退職の意思を表明している者、またはすでに退職している者
- ② 支給日において派遣先にて就労していない者
- ③ 前各号の他、支給日時点で3ヶ月を超えて就業が見込まれないもの

## 第4章 賞与

(賞与の支給時期)

第17条 賞与は、毎年6月及び12月の賞与支給日に在籍する管理系事務社員に対し支給する。ただし、会社業績により賞与を支給しないことがある。

(賞与の算定)

第18条 賞与の算定については別に定める「管理系事務社員賞与規程」にて定める。

(改廃)

第19条 この規程を改廃する場合には、社員代表者の意見を聴いて行うものとする。

付則 本規則は、2020年4月1日より施行する。

以上

## 別添1

社内Area	C ランク	B ランク	A ランク
北海道	156,000～	205,000～	216,000～
東北	164,000～	216,000～	227,000～
関東・甲信越	169,000～	223,000～	234,000～
首都圏	193,000～	254,000～	268,000～
中部	178,000～	235,000～	247,000～
関西	183,000～	241,000～	254,000～
中国	165,000～	218,000～	229,000～
四国	162,000～	214,000～	225,000～
九州	155,000～	205,000～	215,000～
沖縄	143,000～	188,000～	198,000～

## 別添2

社内Area	C ランク	B ランク	A ランク
北海道	13,000	17,000	18,000
東北	21,000	28,000	29,000
関東・甲信越	26,000	35,000	36,000
首都圏	50,000	66,000	70,000
中部	35,000	47,000	49,000
関西	40,000	53,000	56,000
中国	22,000	30,000	31,000
四国	19,000	26,000	27,000
九州	12,000	17,000	17,000
沖縄	0	0	0

※地域手当を支給する場合は、上記別添2の金額を基本給から切り出して支給します。